

会長	局長	次長	係長	係

令和 8 年 8 月 24 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員

茂木 幸生

署名委員

与沢 裕美

奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年8月24日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 農業委員出欠数及び氏名 下記のとおり

(1) 出席数 13名

(2) 欠席数 1名

番号	出欠	氏 名	番号	出欠	氏 名
1	出	里 義 文	8	出	榮 清 安
2	欠	朝 郁 夫	9	出	西 盛 満
3	出	茂 木 幸 生	10	出	山 田 正 修
4	出	与 沢 裕 美	11	出	岸 田 国 広
5	出	照 井 香 里	12	出	里 和 彦
6	出	大 瀬 昭 信	13	出	中 棚 昭 三 十
7	出	日 高 千 夏	14	出	田 中 幹 雄

4. 農地利用最適化推進委員出欠数及び氏名 下記のとおり

(1) 出席数 10名

(2) 欠席数 0名

番号	出欠	氏 名	番号	出欠	氏 名
1	出	師 玉 洋 子	6	出	柿 園 三 十 昭
2	出	西 な お み	7	出	盛 昭 男
3	出	山 本 十 和 子	8	出	丸 田 一 仁
4	出	西 秋 子	9	出	肥 後 信 幸
5	出	山 下 仁 司	10	出	高 山 好 和

5. 事務局

中村事務局長、別府主査、朝井職員、松本笠利分室長、竹山主幹

6. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請

議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

議案第 48 号 非農地証明願

議案第 49 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約

議案第 50 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）に係る意見

7. 協議報告事項

- (1) 9 月総会の日程
- (2) その他

議長	(岸田 会長) それでは定例総会を始めます ただいまの出席委員は13人で、欠席者1人であり、総会は成立いたしました。 これから、令和8年第8回定例総会を開会いたします。 それでは議事日程に入ります。 《日程第1》 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、3番 茂木 委員と4番 与沢 委員のお二人を指名いたします。 《日程第2》 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり、議案第46号から議案第50号までの5件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおき予定としております。 これにご異議ございませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 《日程第3》
議長	(岸田 会長) 【議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請】について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長)

事務局です。今月の第3条の許可申請は売買が3件、贈与が4件 合計7件の申請です。

まずN027について 総会資料は5ページから タブレットは5ページからご確認ください。

譲渡人と譲受人は義理の兄弟であります。

申請地は笠利町大字用安の1筆 面積503 m²で贈与による申請です。

農地区分は第1種農地です。

譲受人がカンキツ類を栽培するための農地取得の計画です。

次にN028について 総会資料は20ページから タブレットは17ページからご確認ください。

申請地は住用町大字石原の1筆 面積543 m²で贈与による申請です。

農地区分は第2種農地です。

譲受人がすでにタンカンを栽培している農地の取得です。

次にN029について 総会資料は32ページから タブレットは27ページからご確認ください。

申請地は住用町大字石原の1筆 面積1,260 m²で贈与による申請です。

農地区分は第2種農地です。

譲受人と義理の弟がすでにタンカンを栽培している農地の取得です。

次にN030について 総会資料は44ページから タブレットは38ページからご確認ください。

譲渡人と譲受人は親子であります。

申請地は住用町大字石原の1筆と大字山間の3筆 合計面積2,180 m²で贈与による申請です。

農地区分は第2種農地です。

譲受人がカンキツ類の栽培を継承するための農地取得です。

次にN031について 総会資料は62ページから タブレットは52ページからご確認ください。

譲渡人と譲受人は親子であります。

申請地は住用町大字東仲間の2筆 合計面積1,441 m²で贈与による申請です。

農地区分は第1種農地です。

譲受人がバナナを栽培するための農地取得の計画です。

次にN032について 総会資料は74ページから タブレットは62ページからご確認ください。

譲渡人と譲受人は従兄弟であります。

申請地は笠利町大字宇宿の1筆 面積5,019 m²で売買による申請です。

農地区分は第1種農地です。

譲受人がサトウキビなどを生産するための農地取得の計画です。

次にN033について 総会資料は86ページから タブレットは73ページからご確認ください。

	申請地は笠利町大字用の 1 筆 面積 794 m²で売買による申請です。 農地区分は第 2 種農地です。 譲受人夫婦が果樹類を栽培する計画での農地取得です。
議長	(岸田 会長) それではNo.27 からNo.33 について担当調査委員による調査報告をお願いします。
12 番	No.27 (里 委員) 譲受人についての調査報告 8 月 18 日午前 9 時頃、現地にて譲受人立ち合いのもと、西秋子推進委員、中棚農業委員、松本分室長、竹山主幹、里で聞き取り調査を致しました。この土地は前回申請しましたが、登記が仮登記だったとの事で今回改めて申請したとの事です。農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており許可相当と考えます。皆様のご審議をお願いいたします。
12 番	(里 委員) 土地についての調査報告 8 月 18 日午前 9 時頃、現地にて譲受人立ち合いのもと、西秋子推進委員、中棚農業委員、松本分室長、竹山主幹、里で聞き取り調査を致しました。現地は果樹が栽培されており適切に管理されておりました。隣接する農地への影響も無いと考えられます。皆様のご審議をお願いいたします。
事務局	(事務局：笠利) 譲渡人についての調査報告 8 月 17 日 13 時 30 分頃に、渡人が現在神奈川県横浜市に住んでいる為、譲渡人の妻に電話でお話を伺いました。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。皆様のご審議をお願いします。
3 番	No.28 (茂木 委員) 譲受人についての調査報告 8 月 15 日午前 9 時に譲受人、譲渡人の息子、榮委員、住用分室朝井さん、茂木と申請地〇〇と〇〇の現地立ち合いを行いました。譲受人、譲渡人共に間違いのないことでした。農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており許可相当と考えます。
3 番	(茂木 委員) 土地についての調査報告 土地については、以前、譲受人の父親が植栽したとの事でタンカンがすでに植え付けられており、きれいに管理されております。
8 番	(榮 委員) 譲渡人についての調査報告 8 月 15 日午前 9 時、譲渡人の息子さん、譲受人、茂木農業委員、住用分室朝井さん、私の 5 人 現地において申請内容と当該農地の確認を致しました。申

請書に記載された農地の所在、地番、面積、贈与による権利移転など申請内容に相違ないこと確認致しております。以上です。

No.29

9 番 (西 委員) 譲受人についての調査報告

8 月 16 日日曜日午後 5 時頃、譲受人の自宅でお話を聞くことが出来ました。申請地の畑は親の代から譲渡人から売買されていて登記されていなかったのが譲渡人から贈与してもらいますとの事です。申請地は譲受人がタンカンを植えています。土地の地番、面積とも申請書のとおり間違いないとの事です。農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており許可相当と考えます。

8 番 (榮 委員) 譲渡人についての調査報告

8 月 15 日午前 9 時、譲渡人の息子さん、譲受人、茂木農業委員、住用分室朝井さん、私の 5 人 現地において申請内容と当該農地の確認を致しました。申請書に記載された農地の所在、地番、面積、贈与による権利移転など申請内容に相違ないこと確認致しております。以上です。

3 番 (茂木 委員) 土地についての調査報告

8 月 15 日午前 9 時頃、譲渡人の息子さん、譲受人、榮委員、事務局朝井さん、茂木で申請地の立ち合いをしました。現地はきれいに草刈りをされていて、植え替えを計画しているとの事でした。農地法の許可要件を満たしており許可相当と考えます。

No.30

14 番 (田中 委員) 譲受人についての調査報告

8 月 23 日 14 時電話で話を聞くことができました。書類の記載内容に間違いのないとのことでした。45 ページをご覧ください。自作地 909 m²となっていますが、この農地は 44 ページ③④に隣接する農地で、現在耕耘したんかんを植栽する準備をしているとのことでした。また、後継者はなしとなっておりますが、本人ができなくなったら長男が引き継ぐという話もしているそうです。農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており、許可相当と考えます。以上報告いたします。

8 番 (榮 委員) 譲渡人についての調査報告

8 月 15 日午前 9 時過ぎ、譲渡人の息子さんで譲受人、茂木農業委員、住用分室朝井さん、私の 4 人 現地において申請内容と当該農地の確認を致しました。申請書に記載された農地の所在、地番、面積、親子間における贈与による権利移転など申請内容に相違ないこと確認致しております。

3 番	(茂木 委員)	土地についての調査報告 8 月 15 日午前 9 時頃より譲渡人の息子さんの譲受人、榮委員、事務局朝井さん、茂木で申請地の立ち合いをしました。申請地はきれいに耕耘されており記載内容に間違いありませんでした。
No.31		
9 番	(西 委員)	譲受人についての調査報告 8 月 15 日、土曜日午後 1 時 30 分頃、譲受人が出張中という事で電話にてお話を聞くことが出来ました。今現在、仕事をしながら家族と共に農業をしておりますバナナなどいろんな作物にチャレンジしていきたいとの事です。父親から畑を贈与との事です。土地の地番、面積とも申請書のとおり間違いのないとの事です。農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており許可相当と考えます。
9 番	(西 委員)	譲渡人についての調査報告 8 月 16 日日曜日午後 4 時 30 分頃、譲受人の自宅でお話を聞くことが出来ました。譲渡人は農業をしております譲受人である息子に畑を贈与したいとの事です。土地の地番、面積とも申請書のとおり間違いのないとの事です。
3 番	(茂木 委員)	土地についての調査報告 8 月 21 日午後 5 時 30 分 譲渡人、師玉推進委員、事務局朝井さんと茂木で申請地の現地確認をいたしました。記載内容に間違いはありませんでした。現地には野菜などが植えられておりました。
No.32		
13 番	(中棚 委員)	譲受人についての調査報告 8 月 14 日 午前 9 時に現地の畑に譲受人と笠利分室長の松本さん、竹山主幹大瀬農業委員と中棚で書類の確認と畑の確認をしました。譲渡人とはいとこになります。譲受人は会社役員と農業をしております兼業農家であります。書類を確認し地番、面積は申請書のとおりであります。 対価・金額はちょっと高くないか聞いたところ、いところで前々からお世話になり今回この金額になったそうです。農地を取得する基本要件である 農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており許可相当と考えます。以上です。
事務局	(事務局：笠利)	譲渡人についての調査報告 8 月 19 日水曜日 9 時 55 分頃に、譲渡人が現在神奈川県鎌倉市に住んでいる為電話でお話を伺いました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。皆様のご審議をお願いします。
6 番	(大瀬 委員)	土地についての調査報告

8月14日火曜日午前9時に譲受人、笠利分室長の松本さん、竹山さん、委員の中棚昭三十さん、私の5名、圃場で待ち合わせて土地の調査をしました。案内図70ページの申請地の農地は、防風林に囲まれている土地で入口付近に倉庫があり畑は以前、譲渡人の父が柑橘類やドラゴンフルーツ、パパイア等を植えていたためまだ、その名残が残っています。周りの畑は、ほとんどがサトウキビ畑です。

No.33

10 番

(山田 委員)

譲受人についての調査報告

8月15日午後4時ごろ、譲受人の自宅にて聞き取りをいたしました。土地の所在や価格について間違いはありませんでした。4点質問をいたしました。1点目、何故、農業の経験が無いのに今から始めるのかと尋ねたところ、今後、会社を後継者へ引き渡した後に自家消費として農業をしたいので今のうちから準備をしておきたいとのことでした。2点目、この土地を購入をすることとなった経緯について尋ねたところ、譲渡人は譲受人の母方の親戚であり、島外に在住しているため申請地の処分を考えていたので譲受人が手を挙げたとのことでした。3点目、現在、耕作をしている人がいるが納得しているのか尋ねたところ、耕作をされている方は譲渡人の親戚で了解しているとのこと。また、譲受人も直接、耕作者に会って話をしているとのことでした。4点目は、譲受人の自宅から申請地まで車で1時間程度かかり距離があるが農業ができるのか大丈夫かと尋ねたところ、譲受人の実家が笠利町内のため、距離については遠いとは感じないとのことでした。また、聞き取りの状況から譲受人の農業への意欲やパワーを感じられることなどから、農地法第3条第2項各号の要件を概ね満たしており許可相当と考えます。

事務局

(事務局：笠利)

譲渡人についての調査報告

8月17日月曜日9時35分頃に譲渡人が現在神戸市に住んでいるため電話でお話を伺いました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。皆様のご審議をお願いします。

4 番

(与沢 委員)

土地についての調査報告

8月17日午前9時に、笠利分室の松本さん、竹山さん、私の3人で現地を確認いたしました。該当地は、笠利町大字用〇〇 面積は794㎡です。タブレット80ページをご覧ください。島の最北端にある笠利埼灯台の手前に位置する集落内に、該当地があります。続いて、タブレット82ページをご覧ください。申請地は、用海岸の護岸に沿った場所にあります。この場所へは隣接する宅地の裏にある別の方の農地を通るか、または護岸側を歩いて行く方法しかなく、車両で直接乗り入れることはできません。現状は、農地面積の約4分の1にドラゴンフルーツが栽培されており、残りの部分は膝下程度の雑草が一面に生えている状況でした。また、護岸に面している部分以外は防風林に囲まれており整備を行えば植栽に取りかかることができる状況にあると考えます。以上で調査報告を終わります。

議長	(岸田 会長) それではNo.27 から順に質疑に入ります。 No.27 質疑はございませんか。 No.28 質疑はございませんか。 No.29 質疑はございませんか。 No.30 質疑はございませんか。
7 番	(日高 委員) No.28、No.29、No.30 の共通の譲渡人は高齢だが意思疎通や家族間での話し合いなど大丈夫ですか。
3 番	(茂木 委員) 譲渡人の息子からは、弟が 1 名と妹が 2 名いるが、兄弟間で協議を済ませている旨聞いているので家族間で話し合っており大丈夫だと思います。
議長	(岸田 会長) No.30 他に質疑はございませんか。 それでは No.31 質疑はございませんか。 No.32 質疑はございませんか。 No.33 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 それではNo.27 からNo.33 までを一括にて裁決してよろしいでしょうか。 (よしの声あり) それではNo.27 からNo.33 までを一括にて裁決いたします。 No.27 からNo.33 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成であります。 よって 【議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてNo.27 からNo.33】 は審議の結果これを承認することに決定いたしました。 ≪ 日程第 4 ≫ 【議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請】 について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 事務局です。総会資料は別ファイルとなります。タブレットの資料室フォルダーの②-2 のファイルを開けてください。 今月の 5 条の許可申請は転用が 2 件、一時転用が 1 件 合計 3 件の申請です。

まず N013 について 総会資料は 101 ページから タブレットは 2 ページからご確認ください。

No.13 の申請地は笠利町大字用安 1 筆 面積 436 m²を隣接する飲食店の駐車場として転用するための申請です。

農地区分は第 2 種農地です。

申請地の場所は集落内に接続した土地であります。

次に N014 について 総会資料は 122 ページから タブレットは 14 ページからご確認ください。

No.14 の申請地は笠利町大字用安 1 筆 面積 51 m²を隣接する申請人の土地への出入り口が狭いため道を拡幅するための転用申請です。

農地区分は第 2 種農地です。

申請地の場所は奄美空港と龍郷町を結ぶ交通量の多い県道に接続した土地であります。

次に N015 について 総会資料は 134 ページから タブレットは 24 ページからご確認ください。

No.15 については奄美市の公共工事による追認案件です。

申請地は名瀬大字小湊 1 筆 面積 586 m²で現況は雑種地であります。

市道の改築に伴い現場事務所などの一時仮置き場として賃貸借による一時転用であります。

また、工期に支障を伴うため事前着工により現在、工事を継続しておこなっております。

以上 3 件です。

議長

(岸田 会長)

それでは No.13 から No.15 について担当調査委員による調査報告をお願いします。

No.13

事務局

(事務局：笠利)

譲受人についての調査報告

8 月 17 日月曜日 9 時 55 分頃に、譲受人が愛知県に所在している為、電話でお話を聞くことができました。当地は、譲受人が焼き肉屋を経営する予定であり、お客様とスタッフの為に駐車場の確保のための申請とのことであります。申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いのないことでした。皆様のご審議をお願いします。

10 番

(山田 委員)

譲渡人についての調査報告

譲渡人に 8 月 18 日、18:50 分頃に電話にて確認を致しました。土地の所在 奄美市笠利町大字用安〇〇 面積 436 m² 金額が〇〇万円で間違いなく、本件土地を譲渡する意思がある事も確認いたしました。

12 番	(里 委員)	土地についての調査報告 8 月 18 日午前 9 時 30 分頃、西秋子推進委員、松本分室長、竹山主幹、里で調査しました。現地は集落内でもあり隣接する農地への影響は無いものと考えられます。皆様のご審議をお願いします。
	No.14	
13 番	(中棚 委員)	譲受人についての調査報告 8 月 17 日午前 8 時に電話で申請書の確認をしました。譲受人は申請書のとおりでありますとの事です。農業委員のみなさんのご審議よろしく願います。以上です。
事務局	(事務局：笠利)	譲渡人についての調査報告 8 月 17 日月曜日 14 時 35 分頃、譲渡人が鹿児島県に居住している為、譲渡人の妻に電話でお話を伺いました。申請地の後ろの土地の方から県道に出る際の通路が狭いため、申請地の土地を譲って下さいと話が合ったので譲ることにしたとのことでした。皆様のご審議をお願いします。
12 番	(里 委員)	土地についての調査報告 8 月 18 日午前 9 時 20 分頃、西秋子推進委員、中棚農業委員、松本分室長、竹山主幹、里で調査しました。現地は以前、奥にある土地への接続道路として非農地申請が出された場所です。今回もう少し広めたいとの事でした。集落内でもあり隣接する農地への影響は無いものと考えられます。皆様のご審議をお願いします。
	No.15	
4 番	(照井 委員)	借り人についての調査報告 8 月 15 日午前 9 時頃、借り人に電話で確認いたしました。申請書はご本人が作成したとのことで申請書のとおりで間違い無いとのことです。発注先の奄美市から指摘があり今回申請に至りました。以上報告いたします。
事務局	(事務局：名瀬)	貸し人についての調査報告 8 月 20 日午前 10 時に借人、貸し人、推進員の高山さんと現地にて待ち合わせ、貸人に書類の確認をしました。記載内容に間違い無いとのことでした。
事務局	(事務局：名瀬)	土地についての調査報告 8 月 20 日午前 10 時に、事務局の別府、米田、推進委員の高山さん、貸人、借人、立会いのもと、現地調査を行いました。当該地は、小湊集落の入口交差点から名瀬勝方面へ向かい、〇〇入口の左手に位置しております。今回の申請は市道名瀬勝・小湊線の道路改築工事に伴い、約 75 メートルの区間の工事を行うため、当該地を資材置場及び現場事務所として一時的に利用するものです。現地を確認したところ、すでに工事に着手しており、当会の指導の結果、150 ペー

	ジにあるように始末書も提出されております。 現地の状況及び申請内容から、道路改築の公共工事に伴う資材置場及び現場事務所としての利用は、やむを得ないものと判断いたします。 委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長) それではNo.13 から順に質疑に入ります。 No.13 質疑はございませんか。 No.14 質疑はございませんか。
10 番	(山田 委員) No.14 の申請は同じ内容で過去に申請があったのではないですか。
事務局	(事務局：笠利) 同様の申請は見当たらなかった。ただし申請地の隣接地の非農地願いが過去に提出されております。
議長	(岸田 会長) それではNo.15 について質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 それではNo.13 から順にお諮りします。 No.13 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 No.14 〃 No.15 〃 (全員挙手) 全員賛成であります。 よって 【議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】 審議の結果これを承認することに決定いたしました。
	《 日程第 5 》 【議案第 48 号 非農地の認定】 について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 事務局です。 今月の非農地証明願申請は 2 件です。 まずNo.15 について 総会資料は 153 ページから タブレットは 41 ページからご確認ください。 申請地は笠利町大字用安 1 筆 面積 353 m²です。 農地区分は第 2 種農地です。

県道と市道に囲まれた集落内にある土地で現況は資料 159 ページ、160 ページのとおり原野化しております。

次にNo.17 について 総会資料は 173 ページから タブレットは 50 ページからご確認ください。

申請地は笠利町大字辺留 1 筆 面積 475 m²です。

農地区分は第 3 種農地です。

県道沿いに位置し市道と公営住宅に囲まれた集落内にある土地で現況は資料 182 ページのとおり原野化しております。

以上 2 件です。

議長

(岸田 会長)

それではNo.15、No.17 について担当調査委員による調査報告をお願いします。

No.15

10 番

(山田 委員)

願出人についての調査報告

願出人へ、18:20 分頃に電話にて聞き取りを致しました。土地の表示は奄美市笠利町大字用安〇〇番 面積 353 m²で間違いありませんとのことでした。

現況は P161 に写真が添付されていますが、平成 30 年頃から休耕放棄され申請書のとおり原野化 となっています。農地として復元して利用することが困難であると思われます。以上のことから、非農地として取り扱うことが適当であると考えます。

12 番

(里 委員)

土地についての調査報告

8 月 18 日午前 9 時 30 分頃、現地を西秋子推進委員、松本分室長、竹山主幹、里で調査しました。現地は県道に面しており集落内にあり、原野化しつつある土地であり農地としては適さない土地と考えられます。皆様のご審議をお願いします。

No.17

5 番

(照井 委員)

願出人についての調査報告

8 月 14 日 13 時 30 分頃 現地にいらっしゃるとのことで、松本分室長、竹山主幹、里委員、西なおみ推進委員の 5 名でお話を伺いました。申請人の夫が奥様の代理でいらっしゃいました。申請書通りで間違いのないとのことでした。

1 番

(里 委員)

土地についての調査報告

8 月 14 日午後 1 時 30 分に松本分室長、竹山主幹、照井委員、西なおみ推進委員、自分と願出人の旦那さんと申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。農地の現状は雑草が茂って原野化しており土地の中に入ることも出来ない状態でした。隣の土地についても同じ状態でした。以前にサトウキビの栽培をしましたが海岸のすぐ近くの農地のために北風が強く、

風の強い日には塩害がひどく農地においても砂浜と同じくらいの状態で作物が育たないため 22 年前から何も耕作していないとの事でした。事前着工もなく記載内容においても間違いのないとの事でした。この土地の隣は以前から台風がくるたびに海水が県道まで氾濫をして通行止めになる場所でもあり今回の台風 13 号においても海水が県道まで氾濫して通行止めになっています。一つ疑問点がありましたが農地の所有者が〇〇さんではなく亡くなっている父親の〇〇さんの名義なので問題はないのか確認を行いました。相続者であれば問題はないとの事でした。同意書も提出していますので問題ないと思います。場所においては県道赤木名佐仁線を辺留集落の〇〇商店から笠利方向に 100 メートル進んだ右側の土地です。手前が県道で隣の土地も原野化しておりすぐ手前が海岸になっている所です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

(岸田 会長)

それでは No.15 から順に質疑に入ります。

No.15 質疑はございませんか。

No.17 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

それでは No.15 から順にお諮りします。

No.15 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

No.17 〃

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 【議案第 48 号 非農地の認定について No.15 と No.17】 は審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

《 日程第 6 》

【議案第 49 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の合意解約】 について議題といたします。

議題に入る前に、

10 番 高山 推進委員は、本人案件があるため退室のほどよろしく願いいたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

事務局です。 総会資料は 187 ページから タブレットは 60 ページからご確認ください。

合意解約 名瀬地区 2 筆 解約面積合計で 993 m²です。

解約理由は耕作者の変更で次の耕作者も決まっております。

次に 笠利地区です。総会資料は 189 ページから タブレットは 62 ページからご確認ください。

合意解約 笠利地区 4 筆 解約面積合計で 6,800 m²です。

解約理由は 1 番と 2 番は使用貸借から賃貸借への変更です。

3 番は排水が悪く耕作状況が悪いことからの解約です。

4 番は耕作者の規模縮小に伴う解約ですが次の耕作者は決まっております。

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 【議案第 49 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の合意解約】 について承認し、その旨を市長に通知いたします。

《 日程第 7 》

議長

【議案第 50 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の決定】 について議題といたします。

議題に入る前に、

10 番 高山推進委員は引続き退室したままでお願いします。

2 番 西 なおみ 推進委員は

本人案件があるため退室のほどよろしく願いいたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

事務局です。 総会資料は 193 ページから タブレットは 66 ページからご確認ください。

利用権設定 名瀬地区 5 筆 契約面積合計で 4,515 m²です

次に笠利地区です。 総会資料は 195 ページから タブレットは 68 ページからご確認ください。

利用権設定 笠利地区 17 筆 契約面積合計で 8,787 m²です

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって【議案第 50 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の決定】について承認し、その旨を市長に通知いたします。

10 番 高山 推進委員
2 番 西 なおみ 推進委員
2 名の入室を許可します。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。
事務局から連絡事項などがあるので、協議会へ移します。

《協議会》

事務局からの連絡

- ・9 月の総会日程について
- ・農地パトロールについて

それでは、正会に返します。
以上で、令和 8 年度第 8 回奄美市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会

令和 8 年 8 月 2 4 日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 茂木 幸生
署名委員 与沢 裕美
作成者 中村 幸信